

# 第1章 計画の概要

## 第1節 計画の基本的事項

### 1 計画策定の趣旨

私たちの便利で快適な暮らしは、たくさんの物によって支えられています。しかしながら、一方では自然環境の破壊、地球温暖化、資源の枯渇等、様々な環境問題を引き起こしています。その結果、廃棄物を取り巻く環境は、排出量の増加や質の多様化、最終処分場のひっ迫、不法投棄の増加等、多くの問題を引き起こしています。

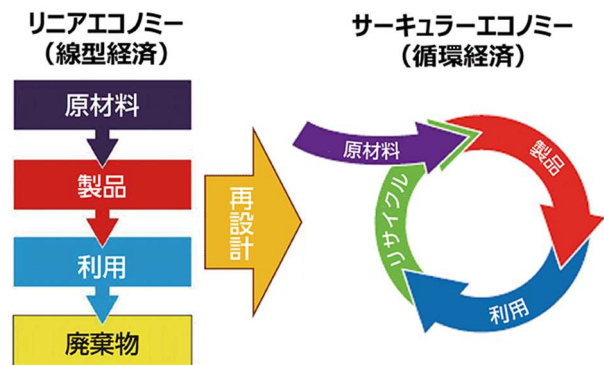
これらの環境問題に対応し循環型社会の形成に向け、国内では各種法整備が行われました。令和元(2019)年には「食品ロスの削減の推進に関する法律」、令和4(2022)年には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。さらに、大量生産・大量消費・大量廃棄型の一方通行の社会経済システム（リニアエコノミー）から、持続可能なかたちで資源を効率的・循環的に利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換が進められています。

大田原市（以下「本市」という。）では、平成19(2007)年3月に「大田原市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」を、平成28(2016)年度には「第二次大田原市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」（以下「第二次計画」という。）を策定し、ごみの発生抑制、再使用、再生利用に取り組んできましたが、さらなるごみの減量化、資源化を計画的かつ効果的に推進し、持続可能な循環型社会の実現を目指し、生活排水処理基本計画を盛り込んだ「大田原市一般廃棄物処理基本計画（第三次計画）」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

#### ～ サーキュラーエコノミー ～

サーキュラーエコノミー（循環経済）とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。

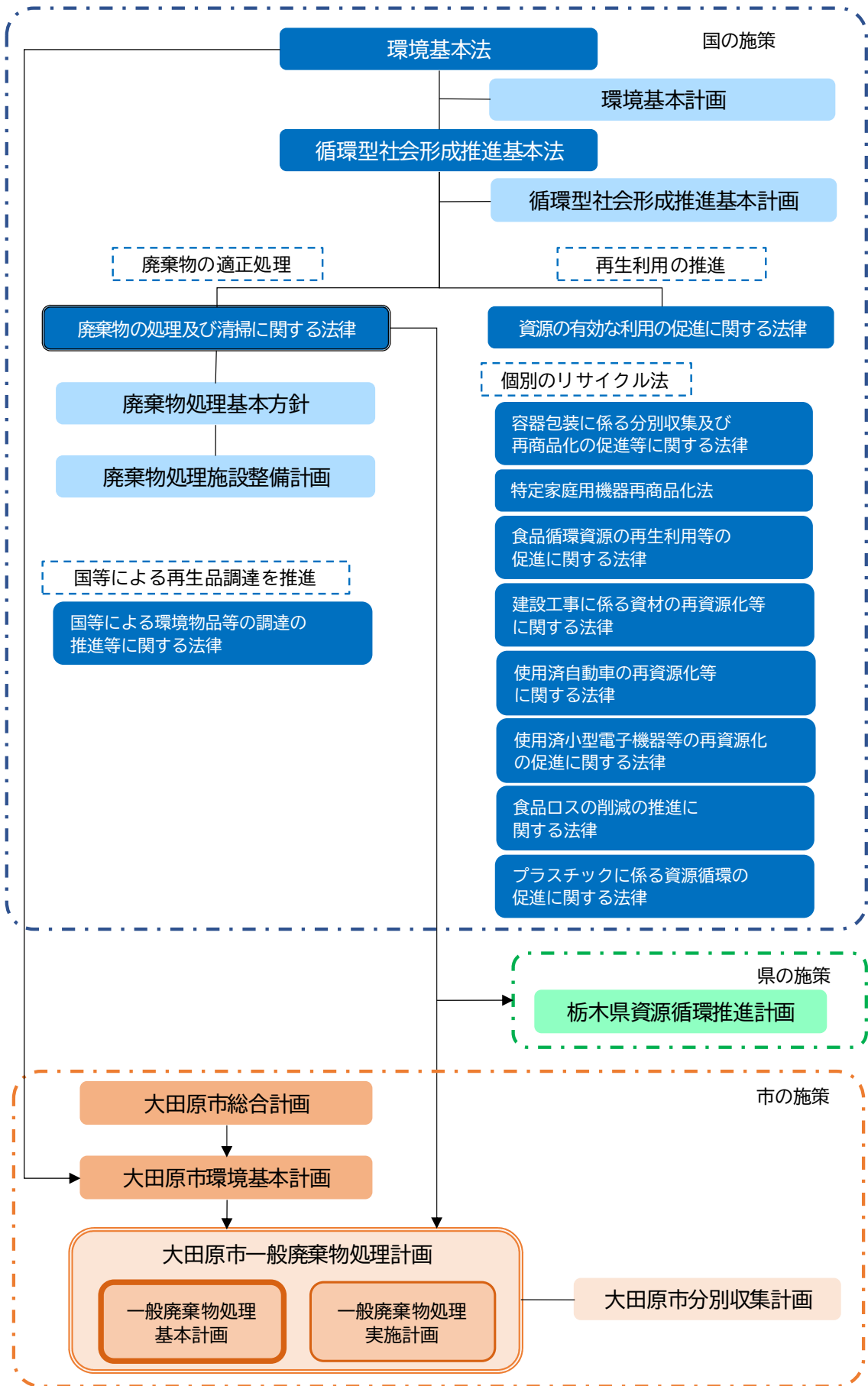
また、循環経済への移行は、企業の事業活動の持続可能性を高めるため、新たな競争力の源泉となる可能性を秘めており、現に新たなビジネスモデルの台頭が国内外で進んでいます。



### 2 計画の位置づけ

大田原市一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき市町村が策定するもので、本市の一般廃棄物の処理に関する事項を定めるものです。

「大田原市総合計画」や「大田原市環境基本計画」における一般廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理に関する事項について具体化し定める個別計画で、一般廃棄物の処理に関する施策を総合的・計画的に推進するための計画です。



### 3 計画の基本的事項

#### (1) 対象地域

計画の対象地域は、大田原市全域とします。

#### (2) 計画期間

本計画の期間は、令和 8(2026)年度から令和 17(2035)年度の 10 年間とし、必要に応じて計画の進捗状況を確認し、見直します。

ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や新たな環境問題の発生などの変化に適切に対応するため、必要に応じて計画を見直すものとします。

#### (3) 各主体の役割

本計画に掲げる基本方針を実現していくためには、市民、事業者、市が一体となり、それぞれが自らできることを行い、相互に連携を図っていくことが必要です。そのため、各主体の役割と連携のあり方を示します。

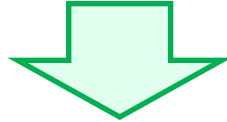
市民	自らがごみの排出者で環境に負荷を与えていることを認識し、大量消費、大量廃棄のライフスタイルから循環型社会の形成に向けたライフスタイルへの転換を図り、ごみの減量化、資源化に向け、自ら積極的に行うものとします。 また、市が実施する施策に参画し協力するものとします。
事業者	自らがごみの排出者で環境に負荷を与えていることを認識するとともに、ごみになりにくいものの製造や販売、修理体制や使用済みのものの回収に努めます。 また、一般廃棄物と産業廃棄物に分別するとともに、市民と同様に市が実施する施策へ積極的に参画し協力するものとします。
市	自らがごみの排出者で環境に負荷を与えていることを認識するとともに、市民、事業者と同様に、ごみの減量化、資源化に取り組みます。 また、ごみの減量化、資源化に向けた普及啓発や情報の提供を行い、市民、事業者との連携を図りながら、ごみの適正な処理を行います。

#### (4) 計画の構成

本計画の構成は、以下のようになります。

##### 計画の基本的事項

計画策定の趣旨、位置づけ、基本的事項、地域の概要



##### ごみ処理基本計画

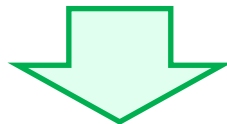
###### ○ごみ処理の現状

ごみ処理の流れ、排出状況、収集運搬・処理の現状、市民アンケート結果、国・栃木県におけるごみ処理施策の動向

###### ○ごみ処理の課題

###### ○ごみ処理基本計画

基本方針、計画の目標値、発生抑制・再使用計画、再生利用計画、広報・啓発活動、収集・運搬計画、中間処理・最終処分計画、食品ロス削減計画、その他の計画



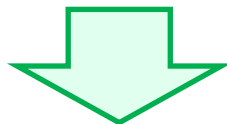
##### 生活排水処理基本計画

###### ○生活排水処理の現状

###### ○し尿・浄化槽汚泥処理の現状

###### ○生活排水処理の課題

###### ○生活排水処理基本計画



##### 計画の推進

計画の周知、実施計画等の策定、計画の進行管理、ごみ問題検討委員会

## 4 地域の概要

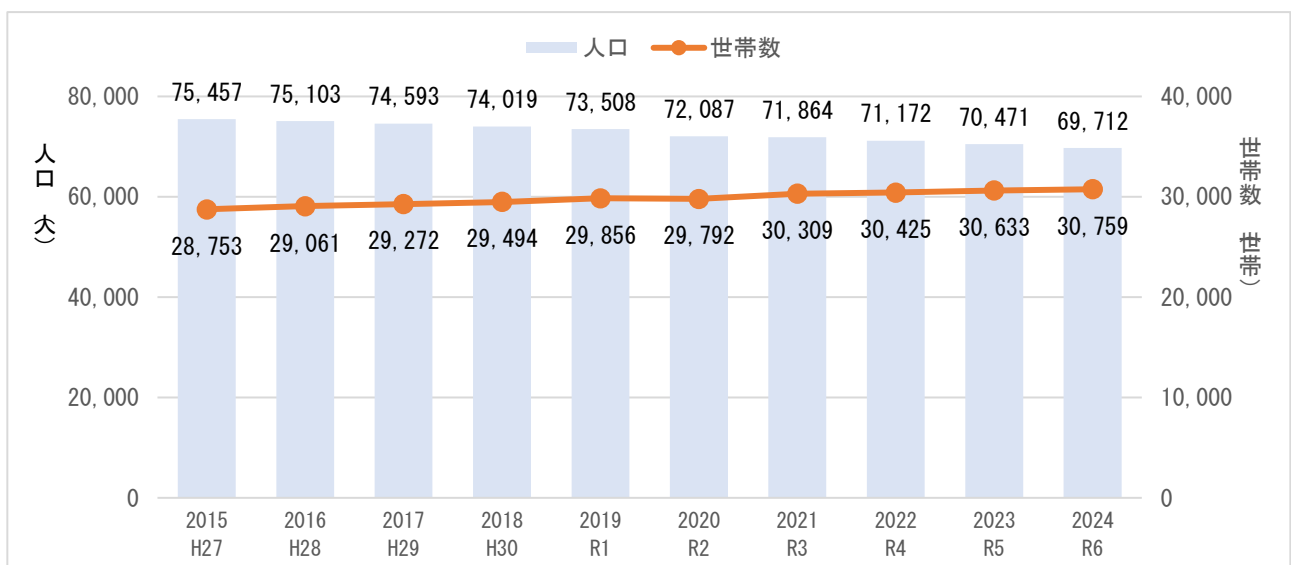
### (1) 地勢

本市は、栃木県北東部に位置し、東は茨城県大子町、西は矢板市、南はさくら市及び那珂川町、北は那須塩原市、那須町及び福島県棚倉町に接しています。面積は 354.36km<sup>2</sup> で、八溝山系の豊富な森林を有し、那珂川、箒川、蛇尾川の清流が流れています。



### (2) 人口・世帯数

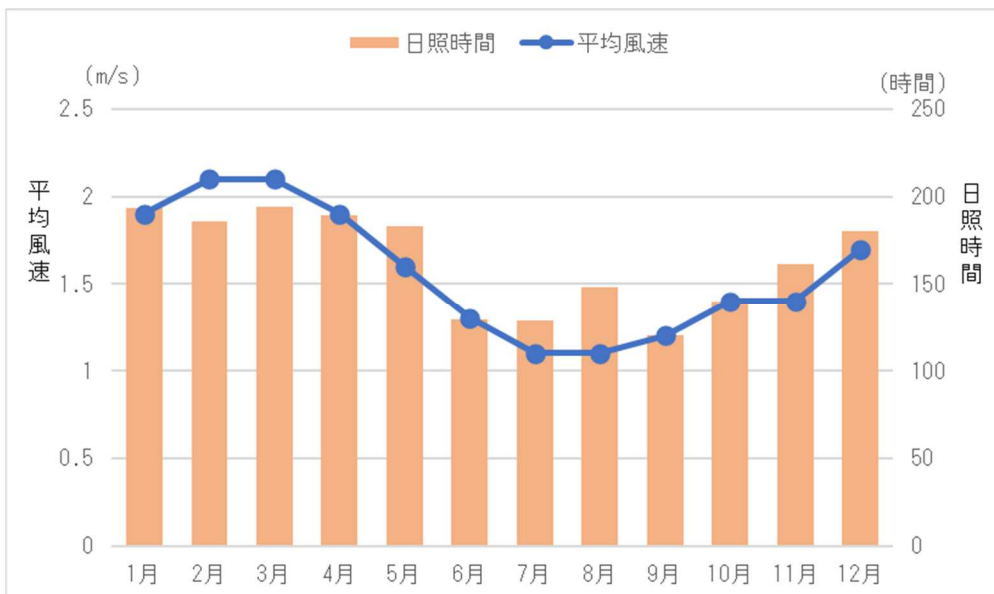
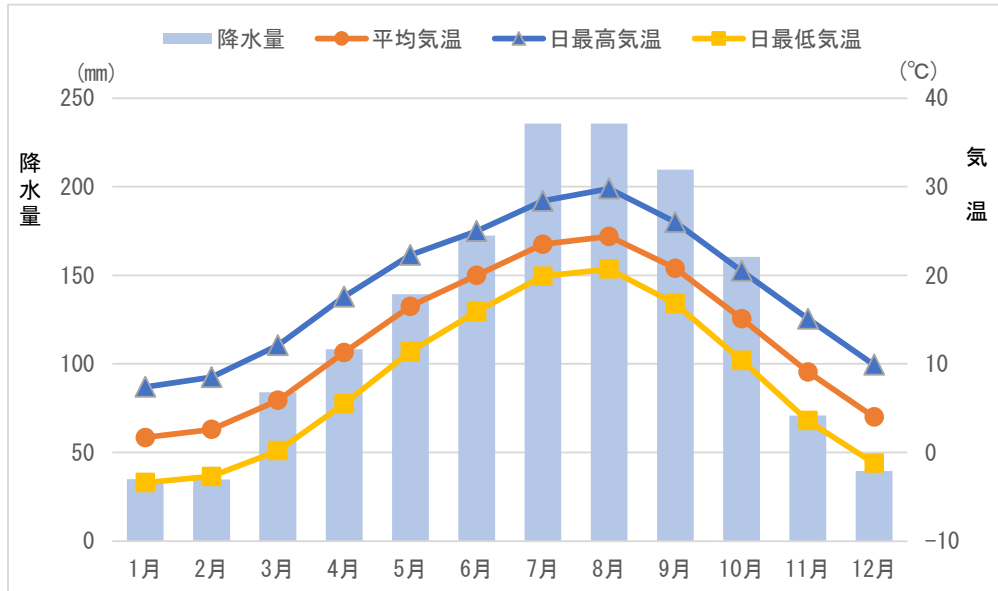
本市の人口は減少していますが、世帯数は増加しています。



出典：大田原市毎月人口（各年10月1日現在）

### (3) 気候

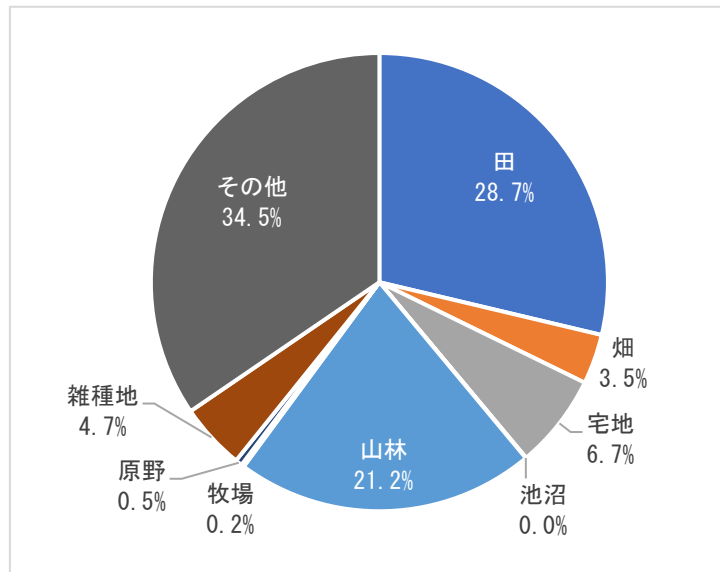
本市の気候は、夏と冬、昼間と夜間の温度差が大きい内陸性となっています。特に、冬季の降水量が少ないという特徴があります。



出典：気象庁（大田原地域気象観測所）

#### (4) 土地利用状況

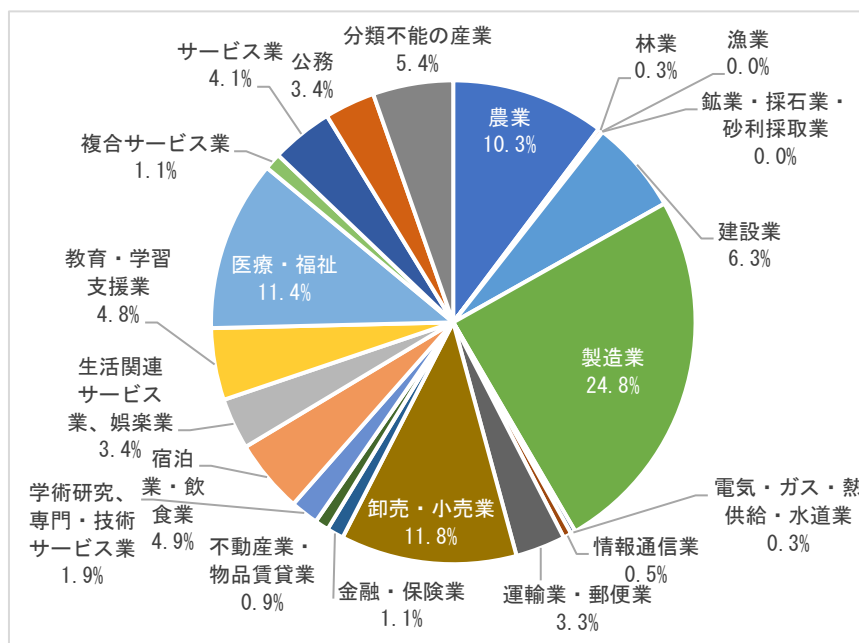
本市の土地利用状況の割合は、田畑が約3割を占め、次いで山林となっています。



出典：大田原市統計書 令和6年版（令和5年1月1日現在）

#### (5) 産業

本市の産業別就業者数の割合は、製造業が最も多く、次いで卸売・小売業、医療・福祉となっています。



出典：大田原市統計書 令和6年版（令和2年 国勢調査）